

板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025 「実施計画 2025」の策定方針について

板橋区では、平成 28 年に 10 年後の将来像「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」の具現化を図る計画として、「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定した。

このたび、令和 3 年度をもって、「実施計画 2021」の計画期間が満了することに伴い、これまでの取組の検証や社会情勢の変化における課題を踏まえ地域共生社会の実現を目指して、新たな「実施計画 2025」を策定する。

1 基本的な視点

「実施計画 2025」では、平成 28 年に国で閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」で示された地域共生社会や「いたばし No.1 実現プラン 2025」での重点戦略の一つである「SDGs 戦略ビジョン」で掲げる「誰一人として取り残さない安心・安全なまち」の実現に向け、以下の 3 つの基本理念を柱にした施策を展開する。

【3つの基本理念】

- 基本理念 1 互いがつながり孤立しない ～ネットワーク～
- 基本理念 2 互いが支え合い助け合う ～コミュニケーション～
- 基本理念 3 すべての人が認め合い住みやすい ～ユニバーサル～

少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など複雑・複合化する地域課題を包括的に支援するために、（基本理念 1）地域の様々な場所で活動する人々や団体を、ネットワークでつなぎ孤立しない地域づくり、（基本理念 2）お互いが「支え手」にも「受け手」にもなる支え合い・助け合いがある地域づくり、（基本理念 3）すべてに共通、普遍的であるというユニバーサルの考え方をハード・ソフトの両面から推進し、お互いを認め合い住みやすい地域づくりを「実施計画 2025」で着実に進めていく。

また、板橋区社会福祉協議会が策定する「板橋区地域福祉活動計画」とも密接に連携を図り、互いに共通目標である地域共生社会の実現に努める。

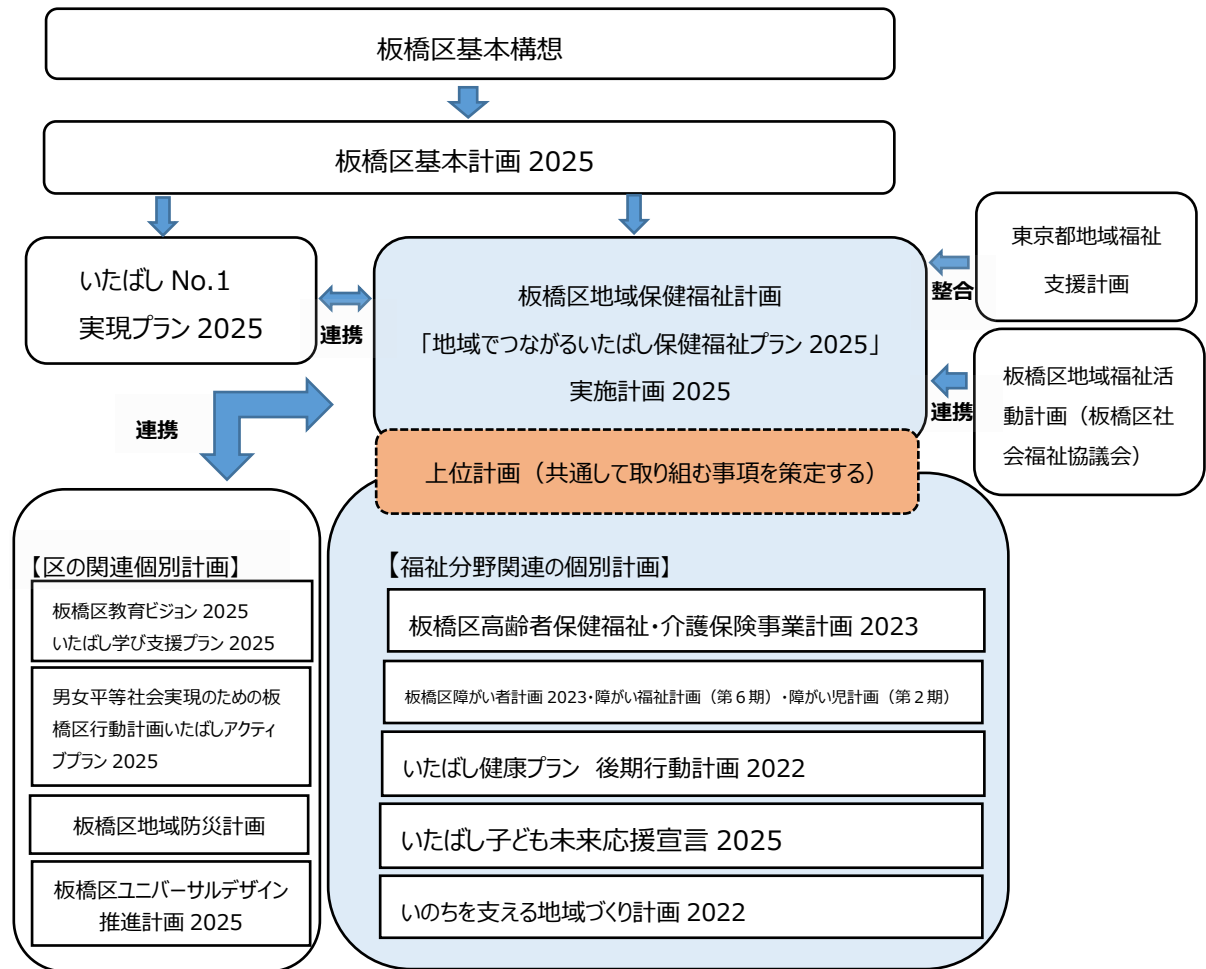
2 計画期間

「実施計画 2025」では、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間を計画期間とする。

平成 28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025									
実施計画 2018				実施計画 2021			実施計画 2025		

3 計画の位置づけ

「実施計画 2025」は、平成 29 年の社会福祉法第 107 条の改正で、市町村地域福祉計画が各福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられたため、板橋区においても、各福祉分野の上位計画として位置づけた計画とする。



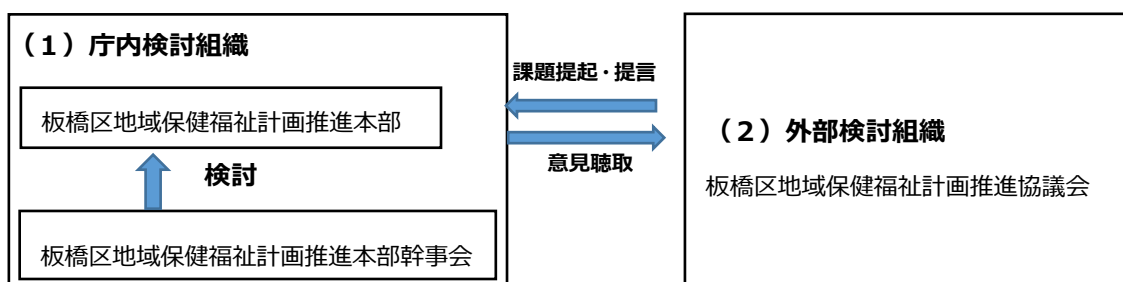
4 検討体制

(1) 庁内検討組織

課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」（庁議）において決定する。

(2) 外部検討組織

学識経験者や外部委員等により構成する「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」（定数 16 名）において意見聴取し、計画に反映する。



5 策定スケジュール（予定）

月	計画策定工程	会議名	区議会
4			
5	■ 策定方針の決定	■ 庁議（推進本部）（5/18）	
6	■ 骨子案調整	■ 推進協議会（6月下旬） ・委嘱、策定方針報告	■ 健康福祉委員会（6/4） ・策定方針報告
7		■ 推進本部幹事会（7月上旬）	
8		■ 庁議（推進本部）（8/3）	
9	■ 素案調整		
10		■ 推進本部幹事会（10月上旬） ■ 庁議（推進本部）（10/19） ■ 推進協議会（10月下旬）	
11	■ パブリックコメント募集	■ パブリックコメント募集	■ 健康福祉委員会（11/29） ・素案報告
12	■ 原案調整	■ パブリックコメント終了 ■ 推進本部幹事会（12月下旬）	
1		■ 推進協議会（1月上旬） ■ 庁議（推進本部）（1/17） ・審議、決定	
2	■ 計画策定		■ 健康福祉委員会（2/16） ・策定報告
3	■ 印刷・製本		

推進本部…板橋区地域保健福祉計画推進本部

推進協議会…板橋区地域保健福祉計画推進協議会

推進本部幹事会…板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会